

確約手続に関する対応方針の概要

趣旨

- ◆ 確約手続に関する考え方を可能な限り明確にし、法運用の透明性・事業者の予見可能性を確保

確約手続の対象

- ◆ 公正取引委員会は、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認める
とき、違反被疑行為を確約手続に付す。
- ◆ 他方、次の違反被疑行為は確約手続の対象としない。
 - 入札談合、価格カルテル等のハードコアカルテルに当たる違反被疑行為
 - 過去10年以内に行った違反行為と同一（繰り返し）の違反被疑行為
 - 刑事告発相当の悪質かつ重大な違反被疑行為

確約措置

- ◆ 確約措置は、競争秩序の回復の確保又は将来の不作為の確保の観点から、次の認定要件を満たす必要
 - 違反被疑行為を排除する又は違反被疑行為が排除されたことを確保するために十分なものであること
 - 確実に実施されると見込まれるものであること

◆ 確約措置の典型例

- 違反被疑行為を取りやめること又は取りやめていることの確認
- 取引先・利用者等への通知又は周知
- コンプライアンス体制の整備
- 契約変更
- 事業譲渡等
- 取引先等に提供させた金銭的価値の回復
- 履行状況の報告

その他の主なポイント

- ◆ 意見募集
 - 広く第三者の意見を参考にする必要があると認めた場合、申請を受けた確約計画の概要について意見募集を実施
- ◆ 公表
 - 確約計画の認定後、計画の概要、違反被疑行為の概要その他必要な事項を公表
- ◆ 確約手続移行後の調査権限の行使
 - 確約手続の申請に係る通知後、被通知事業者に対し、立入検査、報告命令、供述聴取等の調査は原則行わない